

高知県商工団体連合会 NO.775(49-10)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

県母親大会360人

県婦協は「ジェンダー平等社会の実現へ」の分科会を担当



第63回高知県母親大会が7月23日(日)、高知市旭町のソールと木村会館で開催され、360人が参加しました。

県婦協は新婦人一緒に、「ジェンダー平等社会の実現へ」の分科会を担当。13人の参加で坂本真帆弁護士を助言者に、学習・交流をしました。

以下、香美郡民商事務局員・片岡由美さんの報告書より》

参加者の方に、なぜこの分科会に参加したのかを自己紹介しながら語ってもらいました。

○結婚しても名前を変えたくない。不便さを感じる。

○ジェンダーに関心がある。

○家族の働き方に問題がある所得税法56条廃止の運動をしている。

ジェンダーとは
生物学的・先天的・身体的な性別に対し、「社会的・文化的に形成された性別」をジェンダーといえます。

○男女平等ということに興味がある。意思決定機関に女性が少なく、権利意識が低いと感じる。

○「主人」奥さんという呼び方に疑問がある。

○日常の中で差別されていることが多いが、気が付いていないことがある

坂本真帆弁護士より》
現行憲法と自民党改正草案を比較しながら、両性の平等を考えるきっかけになればと思ひ憲法24条の話をしていきま

す。現行憲法では個人の尊厳と両性の平等を謳っています。大日本帝国憲法では女性の地位が低く、戸主である父の決定に必ず従わなければならない。男子を生むことが妻の役割とされ、すべて夫の許可が必要で、妻

は無能力者。良妻賢母を求められ、高等教育は必要とされてきました。改憲草案では第一項に家族という一つの共同体を個人より優先させています。

第二項では、婚姻は、両性の合意のみ：「のみ」の部分削除されています。このことによつて第三者の許可を必要とされると、憲法が許容してしまふように思われます。(当事者以外の許諾権をやることを意図しているのではないか)

第三項は、個人ではなく家族や親族という共同体で一まとめにされようとしています。経済面を国民に求めて、社会福祉の放棄をしている。家庭内で弱者と言われている人たちが、個人尊重主義でなくなると、弱者の権利が侵害されることが懸念されます。このように改正の意味を理解することが大事です。

参加者より》
*結婚するにあたり家に入りたくない。キャリアも諦めたくない。事実婚となっている。戸籍上は別で、住民票上は

夫婦である。学会で発表する時の名前の表記で日本語はダメだが、英語表記はOKになっている。そういうことが一般的になればいい。

*生計が一つであれば配偶者は86万円、家族従業者は50万円しか経費として認められないという所得税法56条の問題について、明治時代からの家父長制度が今も法律として残っているのを廃止したい。

*男女平等の意識は変わってきている。管理職になるなど、女性が上に立つというように社会的に広がってきているし、もつと女性が自己主張しないといけないと思うが、今日の話を聞いていると、憲法は変えないけれども解釈を変えて法律を変えようとしている。知らない間に昔に戻そうとしているから恐ろしい。

*未だに世界各国の中で日本のジェンダーに関して男女間の差別がある。改善されていない。男女平等が実現してきているとは言えない。教

育面は進歩しているが、労働や金銭面では改善されていない。

*社会的な現象として、少子高齢化は誰もが直面する問題でみんなが危機感を持っている。家族の絆が薄れている」という言葉にのせて、実は違う方向のものを持つてこうとしていることが改憲草案で見えてくる。

*子どもの頃から培ってきた意識、これは男の子の仕事、女の子の仕事と差別することなく教育をするべき。

*女性の管理職の登用率が上がらないのは男性ほど研修の場がない。仕事をするうえで家事・育児・介護のハインディを持っていて行きたいのに行けない。やれないので「能力がない」と言われる。そういう所を改善したいといけない。能力を伸ばす場を提供されない。賃金格差をなくし、対等にやっていく。当たり前前の社会にやろうとしないと日本の社会は変わらない。

◇◇◇
まとめとして、憲法改正で9条はよく取り上げられるが、24条も狙われている。やりやすいところから変えていくというお試し改憲という動

きもありません。まだまだ知られていないことが多いので、まずは知らせていくことが大事だと確認し合いました。

県連事務局 盆休みのお知らせ

8月11日(金)～15日(火)は事務所を閉めます。

11日は祝日(山の日)、14・15日は盆休み、土曜・日曜は事務局員は休日となっています。

8・15戦争を語り継ぐつどい

戦争遺跡を「平和の砦に」

講師 出原恵三氏

(戦争遺跡保存全国ネットワーク共同代表)

日時 8月15日(火)10時～12時
会場 県人権啓発センター6階ホール

参加費 500円

